

# 令和2年度における市内小中学校の教育活動等について

教育部 学校教育課・児童生徒支援課

3月24日付け元文科初第1780号 文部科学事務次官

「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」に沿う対応とする。

## （1）出席停止等について

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合

⇒ 学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。

※ 後者の場合の出席停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間とする。

## （2）臨時休業等における対応

児童生徒等または教職員の感染が判明した場合、

- ・当該感染者の症状の有無
- ・学校内における活動の態様
- ・接触者の多寡
- ・地域における感染拡大の状況
- ・感染経路の明否

等について総合的に考慮し、島根県の衛生主管部局と十分に相談したうえで、下記の対応について判断する。

- ① 感染した児童生徒等及び濃厚接触者の「出席停止」のみ
- ② 学校の全部又は一部の「臨時休業」を実施

## （3）主だった活動について

### ① 入学式、始業式等

「換気の悪い密閉空間」「多くの人々が密集」「近距離での会話や発声」の3条件が重ならないよう実施内容や方法を工夫すること。なお、来賓と在校生の出席の取扱いについては、先日通知したとおりとする。

その他については、学校長の判断とする。

### ② 修学旅行、宿泊研修等

当面の措置として取りやめる場合において、中止ではなく延期を検討すること。最終的な実施又は中止については、学校長の判断とする。

### ③ 部活動

「換気の悪い密閉空間」「多くの人々が密集」「近距離での会話や発声」の3条件が重ならないよう実施内容や方法を工夫すること。

その他については、学校長の判断とする。